

洪水、土石流、大雪などへの対策を強化する

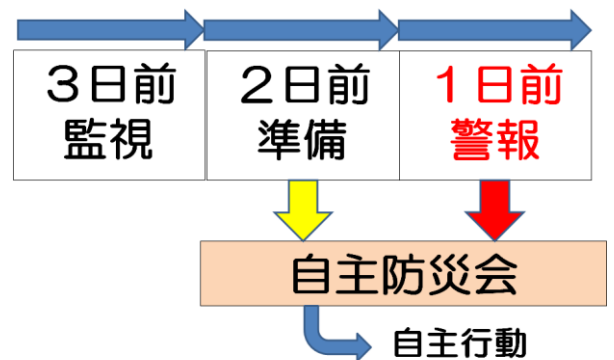
避難準備情報の発信と住民の自主対応について

韮崎市は、減災力の強いまちづくりを目指しています。

その一環として、本市の災害の歴史、地形的特徴、そして昨今の気象条件等を踏まえ、「減災対応時系列システム（タイムライン）」を導入しました。

このシステムは、時間を追って徐々に災害の危険性が高まる警告性災害（台風、大雪、大風、大雨、豪雨など）に対し、市の災害対策本部では、3日前から「監視」を開始し、2日前になって被災の確率が高まると、全市または一部の地域に向けて「避難準備情報」を出し、さらに1日前には「避難勧告または避難指示または避難準備情報の解除」を出すもので、図のような時系列の対応をとります。

韮崎市は、平成26年2月の記録的大雪を教訓に、これまで市民が市の災害対策本部の警報を受けるタイミングと、それを受けてからの行動が不明確であったものを、早い段階の「避難準備情報」で、地域内の要配慮者を優先避難させることで、この警報に次いで出されることが予想される「避難勧告」または「避難指示」への準備をすすめ、それらの警報が出た場合に速やかに避難行動をとることや、警報出ずとも率先避難を促すものです。



【災害対策本部の、避難準備情報の発信までの手順】

警告性災害が予想される2日前に、被災の確率がより高くなったことを判断すると、

- ① 指定福祉避難所（※）に要配慮者の受入準備を指示します。
- ② 同時に、「避難準備情報」の発信準備をします。
- ③ 指定福祉避難所から受入準備完了の連絡を受けた後、防災計画の規定に従い「避難準備情報」を出します。

【誰に】

自治会長
自主防災会長
地域減災リーダー

【どのような方法で】

防災無線
同報Eメール
同報ファクス

※ 韮崎市内に指定福祉避難所は二カ所あります。

大草町 老人福祉センター
穴山町 なごみの郷

【避難準備情報が出た場合の、市民に望まれる自主行動】

- ① 協力して、地域内の要配慮者を指定福祉避難所に搬送しましょう。
- ② ①の搬送が困難な場合は、より安全な場所に移しましょう。
- ③ 近隣で避難準備情報が出たことを確認しましょう。
- ④ 家族で避難する準備をしましょう。
- ⑤ 警報出ずとも、率先避難を心がけましょう。
- ⑥ 屋外の明るい時間帯に避難しましょう。



〒407-8501 山梨県韮崎市水神一丁目3番1号

電話 0551-22-1111（代） 総務課防災交通担当